

事業統合事例⑤ 群馬東部広域水道事業	
事業規模等	給水人口 : 445,080 人 1日最大給水量: 190,165 m ³ /日 給水面積 : 413.65 km ² 職員数 : 【直営】 85 人【第三者委託】 62 人【委託】 41 人
スキーム等	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>【官民連携】</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>【事業統合】</p> </div> </div>
契約形態	水道事業運営に係る包括委託業務(第三者委託契約を含む)
期間	平成29年4月1日から平成37年3月31日
経緯	<ul style="list-style-type: none"> ○平成24年 : 首長会議において、広域化推進の合意を得て、群馬東部水道広域研究会設立 ○平成25年10月 : 水道事業統合基本協定を締結 ○平成25年11月 : 群馬東部広域水道事業統合協議会を設立 ○平成28年4月 : 群馬東部水道企業団として事業開始
広域連携(事業統合)のメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対応、危機管理能力の向上 [応急給水などの充実が図れた] ・ 中長期的な管理水準の向上 [基本計画において全域の施設更新計画を定めることができた] ・ 日常の施設管理水準の向上 [包括業務委託により管理水準が上がった]
広域連携(事業統合)のデメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道料金格差の存在 [統合後約3年後から協議開始予定]
業務手法(公民連携等)	公営を基本 + ③業務委託 (包括・性能発注) ④第三者委託 (経理補助業務、水道施設関係業務補助、給水装置関係業務、浄水場維持管理業務、他)
対象業務(維持管理体制)	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 15%;"> <p>直営</p> <p>共同化等</p> <p>共同委託</p> <p>委託</p> </div> <div style="width: 80%;"> </div> </div>
浄水施設維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浄水場及び関連施設維持管理業務委託 (株式会社 群馬東部水道サービス)